

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電所への地方税課税に関する事業活動の実態を踏まえた方策の検討		
要望内容（概要）	電気供給業に関する法人事業税の分割基準については、発電所がその事業活動の根幹をなし、事業収入は発電所の活動に負うところが極めて大きく、発電所の事業活動と所在都道府県から受ける行政サービスが密接であることから、4分の3を「発電所の固定資産の価額」、4分の1を「その他の固定資産の価額」とするよう定められている。一方で、法人事業税の課税対象となる「事務所等」は、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」との解釈が示されている。 近年急増している再エネ発電所は、分散型で無人で稼働する場合が多く、現行の基準が定められた時代に主力であった火力や水力の発電所とは事業活動の形態が大きく異なるが、一律に同様の基準が適用され、太陽光や風力等の無人の再エネ発電所は「事務所等」には該当しない。また、発電事業者の本社と発電所の所在都道府県が異なるケースも多く確認されており、発電所が立地する都道府県に全く税収が分割されていない場合も考えられる。 こうした実態は、上記の電気供給業の分割基準に関する考え方に必ずしも適合しないことに加え、地域共生型で地域の理解を得つつ再エネの導入を進めていく政府方針とも矛盾するおそれがある。加えて、法人住民税の法人税割に関しても、同様に従業者数のみで分割されており、同様の問題が発生している。 このような状況を踏まえ、地域に裨益した再エネ導入を進める観点から、太陽光、風力等の再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえた方策についての検討を求める。		
関係条文	地方税法第57条、第72条の48第1項及び第3項第2号ハ、第321条の13		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 太陽光、風力等の再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえた方策についての検討を行い、再エネ導入に当たっての地域裨益を確保し社会受容性を高めることで、その導入を促進する。 (2) 施策の必要性 第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においては、国内における電力需要は、DXやGXの進展に伴い増加が見込まれ、脱炭素電源を拡大することで対応する必要があるとあり、脱炭素効果の高い電源である再エネは、S+3Eを大前提に、主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされている。なお、2040年度におけるエネルギー需給の見通しでは、野心的な目標を前提に、再エネについて2023年度に22.9%の電源構成の割合であるところ、2040年度に4～5割程度とされている。 他方、再エネについては、近年、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられており、その社会受容性が低下している。このため、政府としては、2025年12月に関係閣僚会議において「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を策定した。今後は、同パッケージに基づき、不適切な事業に対しては厳格に対応する一方、地域との共生が図られた望ましい事業は促進していくことで、その導入拡大を引き続き進めていくことが重要となっている。 地域との共生が図られた望ましい事業を促進していく上では、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）にあるとおり、「地域経済収支の改善や収益を通じた公共交通維持確保等、様々な地域課題の解決に貢献し得る」ものであることが重要である。他方、要望内容に記載のとおり、現状、再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税においては、発電所が立地する都道府県に全く税収が分割されていない場		

	合が考えられる。 このため、地域に裨益した再エネ導入を進める観点から、太陽光、風力等の再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえた方策についての検討が必要である。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	10. 地域脱炭素の推進 10-1. 地域の脱炭素化の推進
		政策の達成目標	太陽光、風力等の再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえた方策についての検討を行い、再エネ導入に当たっての地域裨益を確保し社会受容性を高めることで、もってその導入を進める。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	発電電力量に占める再エネの割合（目標：2040 年度に 4～5 割） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値 2019 年度 18.2%（10.4%） 2020 年度 19.9%（12.0%） 2021 年度 20.5%（12.8%） 2022 年度 21.8%（14.2%） 2023 年度 22.9%（15.3%） 2024 年度 23.1%（15.6%） 再エネの電源構成に占める割合は現在 23.1%（水力を除いて 15.6%）であり、2040 年度に 40%～50%の見通しに対しては、再エネ導入を促進する必要がある。 他方、再エネに対しては、近年、その社会受容性が低下している中、その導入を引き続き拡大するためには、再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえた方策についての検討を行うことが必要である。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえたものにするすることで、再エネの地域裨益が確保される。このことは、再エネ導入を進める上で有効な政策ツールである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	政府としては、これまで、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に基づく促進区域制度の創設や脱炭素先行地域の選定等、制度的対応や予算措置により再エネ導入に当たっての地域裨益を図ってきた。 他方、要望理由に記載のとおり、再エネに対する社会受容性が低下する中、引き続きの導入拡大を図るためには、新たな対応として税制面での対応も必要。具体的には、再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえた方策について検討を行うことが必要である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—